

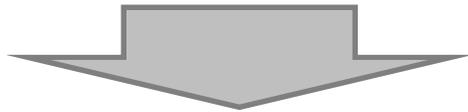
## 改正内容

工事連絡調整会議開催の手続きの簡素化を図る。

## 改正ポイント

<改正前>

- ・設計者は参加の意向を参加同意書により報告を行う。（第4条(3)）
- ・三者協定書を締結する。（第5条）



<改正後>

**【平成27年4月1日以降に入札公告を行った建設工事に係る委託業務の設計者が会議の構成員となる場合】**

- ・設計者は参加報告書により報告を行う。（第4条(3)）
- ・三者協定書は締結しない。（第5条）

## 参考

設計者の会議への参加については、平成27年4月1日以降に入札公告を行う建設工事に係る委託業務に適用する設計業務特記仕様書に明記する。